

埼玉県

# 医療機能情報報告票 記入の手引き

## 診療所票

### 目次

全般的な記入上の注意事項 .....	1
報告書表紙の回答者連絡先の記入方法.....	1
報告票の各項目の記入方法 .....	2
1 管理、運営、サービス等に関する事項.....	2
1.1 基本情報 .....	2
1.2 診療所へのアクセス .....	7
1.3 診療所内サービス等 .....	9
1.4 費用負担等.....	10
2 提供サービスや医療連携体制に関する事項.....	13
2.1 診療内容、提供保健・医療・介護サービス.....	13
3 医療の実績、結果に関する事項.....	34
4 埼玉県独自の項目 .....	39

## 全般的な記入上の注意事項

- 1 原則として、令和5年1月1日現在の状況を記入してください。
  - (1) 記入された内容は、原則としてそのままインターネットで公表します。
  - (2) インターネット上で閲覧ができない文字を記入された場合は、報告者への同意なしで代替の文字に変更させていただくことがあります。
- 2 報告票は、施設の報告状況により記入等の仕方が異なります。
  - (1) 令和3年度以前に報告を行っている施設の報告票の記入欄には、既に報告された内容が記入されていますので、内容の修正や変更を行ってください。
  - (2) 令和4年度に初めて報告する施設については、報告票の記入欄に必要な事項を記入してください。
- 3 報告票の記入欄には、必要な事項を楷書ではっきりと記入してください。
  - (1) 既に記入されている内容に修正や変更がある場合には記入内容に二重線を引いて、正しい内容を「赤字」で記入してください。
  - (2) すでに記入されている内容に修正や変更がない場合にはそのままです。
- 4 報告票の選択肢項目のチェック方法
  - (1) □がある欄は、選択肢のうち該当する項目すべてに✓を記入してください。該当するものがない場合は空欄で差し支えありません。
  - (2) ○がある欄は、選択肢のうち最も当てはまる項目のひとつのみ✓を記入してください。

## 報告書表紙の回答者連絡先の記入方法

### 回答者連絡先情報の取り扱いについて

ご回答者連絡先に記入された情報につきましては、報告票の記入内容を確認する場合及び報告提出のための案内メールを送信するために使用します。

記入いただきました情報につきましては、適切に管理し、この目的以外に使用しません。

#### ■ 電子メールアドレス

県からの医療機能情報報告についてのご案内を送信したり、パスワードの再発行申請を行った際の処理結果を送信したりするためのものです。

#### ■ 担当者氏名、部署・役職、連絡先電話番号及びFAX番号

提出いただいた報告内容に関してお問い合わせをする際の連絡先として使用させていただく情報です。

### 各項目の記入方法

- (1) 電子メールアドレス
 

県からの案内を受け取るための貴施設で管理されている電子メールアドレスを記入してください。ただし、携帯電話のメールアドレスは使用できません。

また、当事者間で了承が得られていれば、個人の電子メールアドレスを記入していただいても構いません。
- (2) 担当者氏名
 

ご担当者の氏名を記入してください。
- (3) 部署・役職
 

連絡先の部署・役職を記入してください。
- (4) 連絡先電話番号
 

連絡先の電話番号を記入してください。内線番号がある場合には、内線番号も記入してください。
- (5) 連絡先FAX番号
 

FAXがある場合にはFAX番号を記入してください。

## 報告票の各項目の記入方法

### 報告日

報告票を提出する年月日を記入してください。  
公表時の最終報告日として公表します。

## 1 管理、運営、サービス等に関する事項

### 1.1 基本情報

#### 1.1.1 診療所の名称

##### (1) フリガナ

正式名称をカタカナで記入してください。  
〔例示〕 サイタマケンチョウビョウイン  
サイタマケンチョウクリニック

##### (2) 名称

正式名称を記入してください。  
〔例示〕 埼玉県庁病院  
埼玉県庁クリニック

##### (3) ローマ字表記

正式名称をヘボン式ローマ字で記入してください。ヘボン式ローマ字の表記は以下を参照してください。  
ただし、名称に外来語が含まれている場合は、その語につき英語表記を記入してください。

#### ローマ字表記の留意点

- 各語の1文字目は大文字で、2文字目以降は小文字で表記します。
- 各語の間は空白1文字を空けてください。

〔例示〕 埼玉県庁病院の場合 : Saitamakencho Byoin  
埼玉県庁クリニックの場合 : Saitamakencho Clinic  
埼玉県庁医療センターの場合 : Saitamakenchoiryo Center

#### ヘボン式ローマ字の表記

ア	A	イ	I	ウ	U	エ	E	オ	O
カ	KA	キ	KI	ク	KU	ケ	KE	コ	KO
サ	SA	シ	SHI	ス	SU	セ	SE	ソ	SO
タ	TA	チ	CHI	ツ	TSU	テ	TE	ト	TO
ナ	NA	ニ	NI	ヌ	NU	ネ	NE	ノ	NO
ハ	HA	ヒ	HI	フ	FU	ヘ	HE	ホ	HO
マ	MA	ミ	MI	ム	MU	メ	ME	モ	MO
ヤ	YA			ユ	YU			ヨ	YO
ラ	RA	リ	RI	ル	RU	レ	RE	ロ	RO
ワ	WA	イ	I	ウ	U	エ	E	ヲ	O
ン	N (M)								

ガ	GA	ギ	GI	グ	GU	ゲ	GE	ゴ	GO
ザ	ZA	ジ	JI	ズ	ZU	ゼ	ZE	ゾ	ZO
ダ	DA	ヂ	Ji	ヅ	ZU	デ	DE	ド	DO
バ	BA	ビ	BI	ブ	BU	ベ	BE	ボ	BO
パ	PA	ピ	PI	プ	PU	ペ	PE	ポ	PO
キャ	KYA			キュ キユウ	KYU			キョ キョウ	KYO
シャ	SHA			シュ シュウ	SHU			ショ ショウ	SHO
チャ	CHA			チュ チュウ	CHU			チョ チョウ	CHO
ニャ	NYA			ニュ ニュウ	NYU			ニョ ニョウ	NYO
ヒャ	HYA			ヒュ ヒユウ	HYU			ヒョ ヒョウ	HYO
ミャ	MYA			ミュ ミュウ	MYU			ミョ ミョウ	MYO
リャ	RYA			リュ リュウ	RYU			リョ リョウ	RYO
ギャ	GYA			ギュ ギユウ	GYU			ギョ ギョウ	GYO
ジャ	JA			ジュ ジュウ	JU			ジョ ジョウ	JO
ビャ	BYA			ビュ ビユウ	BYU			ビョ ビョウ	BYO
ピャ	PYA			ピュ ピユウ	PYU			ピョ ピョウ	PYO

**フリガナをヘボン式ローマ字に変換する際の留意点**

■ 撥音（はつおん）の特例

- 「ン」で表記される撥音は「N」で表記する。  
〔例示〕 コンドウ→Kondo
- 「B」「M」「P」の前の撥音については「M」で表記する。  
〔例示〕 ナンバ→Namba ホンマ→Homma サンペイ→Sampei

■ 促音（そくおん）の特例

- 「っ」で表記される促音は通常子音を重ねて表記する。  
〔例示〕 ハットリ→Hattori キッカワ→Kikkawa
- ただしチャ、チ、チュ、チョの前の促音については「T」で表記する。  
〔例示〕 ホッチ→Hotchi ハッチョウ→Hatcho

■ 長音の表記（「ウ」または「オ」で表記される長音については下記を参照。）

- 姓または名の末尾部分のフリガナを「オ」としたものは「O」と綴る  
〔例示〕 妹尾（セノオ）→Senoo 横尾（ヨコオ）→Yokoo
- 姓または名の末尾以外のフリガナを「オ」としたものは「O」を入れない  
〔例示〕 大河内（オオコウチ）→Okochi 大野（オオノ）→Ono
- 姓または名の末尾であるか否かに関わらず、フリガナを「ウ」としたものは「U」を入れない  
〔例示〕 狩野（カノウ）→Kano 中條（チュウジョウ）→Chujo

## 1.1.2 診療所の開設者

### 1.1.2.1 法人・個人の別

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

### 1.1.2.2 開設者名

#### (1) フリガナ

法人の場合は法人の正式名称を、個人の場合は開設者の氏名をカタカナで記入してください。

〔例示〕 法人の場合：イリヨウハウジンサイタマケンチョウ

個人の場合：サイタマイチロウ

#### (2) 名称

法人の場合は法人の正式名称を、個人の場合は開設者の氏名を記入してください。

〔例示〕 法人の場合：医療法人埼玉県庁

個人の場合：埼玉一郎

### 1.1.2.3 代表者名

#### (1) フリガナ

開設者が法人の場合に、代表者の氏名（職名不要）をカタカナで記入してください。

開設者が個人の場合には記入しないでください。

〔例示〕 サイタマタロウ

#### (2) 氏名

開設者が法人の場合に、代表者の氏名（職名不要）を記入してください。

開設者が個人の場合には記入しないでください。

〔例示〕 埼玉太郎

## 1.1.3 診療所の管理者

#### (1) フリガナ

管理者の氏名をカタカナで記入してください。

#### (2) 氏名

管理者の氏名を記入してください。

## 1.1.4 診療所の所在地

#### (1) 郵便番号

所在地の郵便番号を配達局番号（上3桁）と町域番号（下4桁）の数字で記入してください。

#### (2) フリガナ

所在地をカタカナで記入してください。県名は省略して、市・郡から記入してください。

#### (3) 所在地

所在地を漢字等で記入してください。県名は省略して、市・郡から記入してください。

#### (4) 英語表記

住所の英語表記方法を参照して、所在地の英語表記を記入してください。

### **住所の英語表記方法**

- 国、県、郵便番号は記入せずに、市・郡から記入してください。
- 英語表記の場合には日本語表記とは逆に、住所の狭い範囲から広い範囲へ順に表記するため、番地・町名・区・市の順になります。

- 各語の1文字目は大文字で、2文字目以降は小文字で表記します。
- 各語の間は「, (カンマと空白1文字)」で区切ってください。
- ビル名、マンション名は省略して差し支えありません。
- 市は「-shi」、区は「-ku」、郡は「-gun」、町は「-machi」等と表記してください。

〔例示1〕さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉ビル2階

3-15-1-2F, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi

〔例示2〕所沢市けやき台2-5-8 けやきマンション102号

2-5-8-102, Keyakidai, Tokorozawa-shi

〔例示3〕大里郡寄居町寄居653-1

653-1, Yorii, Yorii-machi, Osato-gun

### 1.1.5 案内用電話番号及びファクシミリ番号

#### (1) 代表

通常の診療日に連絡が可能な電話番号を「市外局番ー市内局番ー番号」の形式で記入してください。ただし、個人の携帯電話、PHS等の電話番号は記入しないでください。

#### (2) 受付

特定の用途に使用している電話がある場合には、その電話番号と用途を記入してください。ただし、個人の携帯電話、PHS等の電話番号は記入しないでください。

〔例示〕用途： 予約

用途： 相談

#### (3) 夜間・休日

診療時間外の夜間や休診日に連絡が可能な電話番号がある場合に記入してください。

(1)の代表と同じ番号の場合でも記入してください。

ただし、携帯電話、PHS等の電話番号については、輪番制等で使用しており公表されている場合には記入してください。

#### (4) FAX

ファクシミリがある場合には、ファクシミリ番号を記入してください。

### 【1.1.6 診療科目 ～ 1.1.9 外来受付時間】

標榜している診療科目別に、診療科目票に記入してください。

診療科目が複数ある場合には、診療科目票を複写して記入してください。

### 1.1.6 診療科目

#### (1) 診療科目コード

診療科目票の診療科目コード一覧からコードを選択し記入してください。

#### (2) 診療科目名称

診療科目コードが「99その他(名称記入)」の場合、名称を記入してください。

#### (3) 公表時の表示順

公表時の科目の表示順番を数字にて記入してください。

#### (4) 活動状況

「活動中」または、「休止中」のいずれかに✓を記入してください。

チェックのない場合は、「活動中」の扱いとします。

- (5) 予約診療の有無  
 予約診療を実施している場合は「実施している」にチェックを記入してください。

### 1.1.7 診療時間（外来）

外来診療を行っている曜日に✓を記入し、外来診療時間の開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。昼休み等の休憩時間により時間帯が分かれている場合は、時間帯を区分して記入してください。時間帯は、最大3つまで記入できます。

〔例示1〕月曜日は9：00～13：00、16：00～20：00まで、火曜日は9：00～14：00まで診療する場合

曜日	時間帯1		時間帯2		時間帯3	
	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
☑ 月	09：00	13：00	16：00	20：00	：	：
☑ 火	09：00	14：00	：	：	：	：

〔例示2〕24時間診療の場合

曜日	時間帯1		時間帯2		時間帯3	
	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
☑ 月	00：00	24：00	：	：	：	：
☑ 火	00：00	24：00	：	：	：	：

〔例示3〕月曜日と火曜日に9：00～翌日の3：00まで診療する場合

曜日	時間帯1		時間帯2		時間帯3	
	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
☑ 月	09：00	24：00	：	：	：	：
☑ 火	00：00	03：00	09：00	24：00	：	：
☑ 水	00：00	03：00	：	：	：	：

### 1.1.8 特別な時期の休診日等特記事項

定期的な休診日及び年末年始や盆休み等あらかじめ決まっている休診日について記入例を参考にして100文字以内で記入してください。

ただし、臨時の休診日は記入しないでください。

〔例示〕 第2土曜日、第4土曜日、毎月20日  
 年末年始（12月29日から1月3日まで）  
 盆休み（8月14日から8月16日まで） 等

### 1.1.9 外来受付時間

外来受付時間について記入してください。受付時間が診療時間と同じ場合は、「同上」と記入して差し支えありません。

前項の「診療時間（外来）」でチェックした曜日に対応する外来受付時間の開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。診療時間と同様に、時間帯が分かれている場合は、

最大3つまで記入できます。

1.1.10 病床種別及び許可病床数（使用許可病床数）

- (1) 病床種別  
該当する項目すべてに✓を記入してください。
- (2) 病床数  
「病床種別」で✓した場合に、病床種別に対する**使用許可病床数**を数字で記入してください。
- (3) 総病床数  
「病床数」で記入した**使用許可病床数**の合計の値を数字で記入してください。

1.2 診療所へのアクセス

1.2.1 診療所までの主な利用交通手段

主な利用交通手段を少なくとも1つ記入してください。最大4つまで記入できます。利用交通手段には、最寄りの鉄道路線及び駅の名称、駅から診療所までの移動手段（徒歩、バス、車のいずれか）と駅からの総所要時間を記入してください。また、移動手段にバスを選択した場合には、下車する停留所の名称と停留所からの徒歩での所要時間も記入してください。

〔例示1〕 徒歩の場合

JR東北本線	浦和 駅	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩	バスの場合	停留所下車 徒歩	分
		<input type="checkbox"/> バス 15分			
		<input type="checkbox"/> 車			

〔例示2〕 バスの場合

東武東上線	北坂戸 駅	<input type="checkbox"/> 徒歩	バスの場合	健康センター	停留所下車 徒歩	3分
		<input checked="" type="checkbox"/> バス 15分				
		<input type="checkbox"/> 車				

1.2.2 診療所の駐車場

- (1) 有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。  
敷地内または徒歩5分圏内に駐車場を保有している場合には「駐車場あり」に✓を記入してください。
- (2) 有料駐車場台数、無料駐車場台数  
「駐車場あり」に✓した場合には、駐車可能な普通乗用車の台数を有料駐車場、無料駐車場の各々に数字で記入してください。また、一定時間を経過した場合に有料となる駐車場の場合は、有料駐車場としてください。

1.2.3 案内用ホームページアドレス

- (1) 有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。  
診療所において患者や住民が閲覧できるホームページを開設している場合には「あり」に✓を記入してください。ただし、主として医療機能に関する情報以外の内容を提供している場合には「なし」としてください。

- ※ホームページアドレス入力は、次の条件に同意されたものとみなし、リンク設定します。
- ①リンク設定・リンク先の内容に起因する損害等に関し県は一切の責任を負わないこと。
  - ②医療機関は、厚生労働省医政局長通知（医政発 0928 第 1 号）で示された「医療機関ホームページガイドライン」に留意するとともに、リンク切れ防止に努めること。
  - ③ガイドラインに違反していると認められた場合には、リンク設定を解除します。

- (2) アドレス  
「あり」に✓した場合には、ホームページアドレス（URL）を記入してください。  
〔例示〕 <http://www.abcdefg.ne.jp>

#### 1.2.4 案内用電子メールアドレス

- (1) 有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。  
患者や住民からの連絡及び相談等に対応することができる専用の電子メールアドレスがある場合には「あり」に✓を記入してください。

- (2) アドレス  
「あり」に✓した場合には、電子メールアドレスを記入してください。

#### 1.2.5 予約診療の実施状況

診療科目ごとの予約診療の実施状況は診療科目票に記入し、診療科目票の「予約診療の有無」で「実施している」に✓した場合は、以下の該当する項目（1.2.5.1、1.2.5.2 及び 1.2.5.3）についても✓を記入してください。

- 1.2.5.1 初診・再診の別  
該当する項目すべてに✓を記入してください。

- 1.2.5.2 時間の指定方法  
該当する項目すべてに✓を記入してください。

- 1.2.5.3 予約の手段  
該当する項目すべてに✓を記入してください。  
「電話」に✓をした場合は、電話番号を「市外局番－市内番号－番号」の形式で記入してください。  
「ホームページ」に✓した場合は、ホームページアドレス（URL）を記入してください。  
「電子メール」に✓した場合は、電子メールアドレスを記入してください。

- 1.2.6 時間外における対応  
該当する項目すべてに✓を記入してください。

選 択 肢	説 明
終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
自施設における緊急時の連絡先への連絡による対応	休日及び夜間を含む診療時間外に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
連携する病院又は診療所への電話の転送	休日及び夜間を含む診療時間外に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること

1.2.7 面会の日及び時間帯

(1) 曜日

面会できる曜日すべてに✓を記入してください。

(2) 時間帯

「曜日」で✓した曜日に対応する面会時間の開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。時間帯が分かれている場合は、3つまで記入できます。

---

1.3 診療所内サービス等

---

1.3.1 院内処方の有無

該当する項目のいずれかに✓を記入してください。

外来患者に対して、診療所内で処方が行われている場合には、「院内処方あり」に✓を記入してください。

1.3.2 障害者に対するサービス内容

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項目	選択する場合の留意点
施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること

1.3.3 車椅子等利用者に対する配慮

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項目	選択する場合の留意点
施設のバリアフリー化を実施している	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。 具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
車椅子等利用者用駐車施設がある	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子等使用者用の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
多機能トイレを設置している	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。

1.3.4 受動喫煙を防止するための措置

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

施設（建物）が複数あり、施設ごとに対応が異なる場合には、患者が利用する区域において主となる措置に✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
施設内を全面禁煙としている	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。
特定屋外喫煙場所を設置している	健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。

1.3.5 医療に関する相談員の配置の有無及び人数

(1) 配置の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

(2) 相談員の人数

「相談員を配置している」に✓した場合には、医療ソーシャルワーカー等の配置している相談員の人数を数字で記入してください。

医療ソーシャルワーカー等の相談員には非常勤も含めてください。非常勤の人数は常勤換算で算出してください。

（※34ページ「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」別紙「常勤医師等の取り扱いについて」参照）。

1.4 費用負担等

1.4.1 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所等の種類

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関
保険医療機関以外の医療機関	高齢者の医療の確保に関する法律（57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関

身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
生活保護法指定医療機関	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
医療保護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
指定養育医療機関	母子保健法（昭和40年法律第141号）により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局
指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
原子爆弾被害者指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
原子爆弾被害者一般疾病医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医療機関
特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関

臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）により、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関
紹介受診重点診療所	外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関

#### 1.4.2 選定療養

##### 1.4.2.1 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額

(1) 全病床に占める差額ベッド数  
差額ベッド数を記入してください。

(2) 1人室、2人室、3人室及び4人室  
各々の差額ベッドの金額の範囲を記入してください。  
〔例示〕

5,250円から10,500円

##### 1.4.2.2 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

(1) 有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。

(2) 金額

「徴収あり」に✓した場合には、特別料金の額を記入してください。

1.4.2.3 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

- (1) 有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。
- (2) 金額  
「徴収あり」に✓した場合には、特別料金の額を記入してください。

1.4.3 治験の実施の有無及び契約件数

- (1) 有無  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）（昭和35年法律第145号）に規定する治験を実施している場合は「治験の実施あり」に✓を記入してください。
- (2) 前年度（4月1日から3月31日まで）の契約件数  
「治験の実施あり」に✓した場合には、前年度（4月1日から3月31日まで）の治験実施に係る契約件数を記入してください。

1.4.4 電子決済による料金の支払いの可否

- (1) 有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。
- (2) 電子決済の種類  
「支払いができる」に✓した場合は、使用できる電子決済の種類を50文字以内で記入してください。なお、支払いができる料金に制約がある場合は、特記事項として記入してください。

**2 提供サービスや医療連携体制に関する事項**

2.1 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

2.1.1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者の専門性に関する事項

該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載してください。  
（※34ページ「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」別表「常勤医師等の取り扱いについて」参照）。

2.1.2 保有する施設設備

該当する項目に✓を記入した場合は台数を記入してください。

項 目	台数の記入時の留意点
移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。

据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
X線CT組合せ型循環器X線診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
全身用X線CT診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
X線CT組合せ型SPECCT装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。

### 2.1.3 併設している介護施設

同一敷地内に併設されている施設について、該当する項目すべてに✓を記入してください。

項目	選択する場合の留意点
介護老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
介護医療院	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
居宅介護支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所

介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	以下のいずれかに該当する事業所 ①居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ②居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	以下のいずれかに該当する事業所 ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所 ②居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所
短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	以下のいずれかに該当する事業所 ①居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 ②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所

短期入所療養介護事業所 又は介護予防短期入所療 養介護事業所	以下のいずれかに該当する事業所 ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等に 短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下にお ける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の 世話を行う事業所 ②居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等に 短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で 定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下 における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活 上の支援を行う事業所
特定施設又は介護予防特 定施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人 ホームその他厚生労働省令で定める施設（地域密着型特定施設 でないもの）であって、入居する要介護者、要支援者に対し、 特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介 護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う ことを目的とする施設
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、次の各号 のいずれかに該当するものを行う事業所 ①居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時 通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で 定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の 日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行う とともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われ る療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療 養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がそ の治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合 していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 ②居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時 通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居 宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつ て、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
地域密着型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介 護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサー ビスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等 の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定 めるもの及び機能訓練を行う事業所

<p>認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業所                  ①居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（認知症）であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所                  ②居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所</p>
<p>小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業所                  ①居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所                  ②居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所</p>
<p>認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業所                  ①要介護者であって、認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所                  ②要支援者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所</p>
<p>地域密着型特定施設</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの</p>

地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
複合型サービス事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業者
第一号通所事業に係る事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所

2.1.4 対応することができる疾患又は治療内容及び前年度（4月1日から3月31日まで）の実施件数

(1) 対応することができる疾患又は治療内容

該当する項目すべてに✓を記入してください。当該診療行為に対応する診療報酬点数表が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ります。ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」は除きます。

(2) 前年度の実施件数

以下の各領域に記載のある項目について✓した場合は、前年度（4月1日から3月31日まで）に実施された件数を記入してください。リハビリ領域において、件数には取り扱った実患者数を記入してください。

2.1.4.1 皮膚・形成外科領域

項目	実施件数の記入時の留意点
皮膚悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
唇顎口蓋裂手術	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの

2.1.4.2 神経・脳血管領域

項目	実施件数の記入時の留意点
頸部動脈血栓内膜剥離術	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2 内頸動脈」を算定しているもの

経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
頭蓋内血腫除去術	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定しているもの
脳動脈瘤根治術	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
脳動静脈奇形摘出術	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
脳血管内手術	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
脳腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
脊髄腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
小児脳外科手術	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）

## 2.1.4.3 精神科・神経科領域

## 2.1.4.4 眼領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
硝子体手術	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
水晶体再建術	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
緑内障手術	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
網膜光凝固術	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
斜視手術	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
角膜移植術	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの

## 2.1.4.5 耳鼻咽喉領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
鼓室形成手術	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの
副鼻腔炎手術	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの
内視鏡下副鼻腔炎手術	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
舌悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
咽頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
喉頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの

## 2.1.4.6 呼吸器領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの

## 2.1.4.7 消化器系領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
上部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
下部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの（乳幼児に実施したものを除く）
食道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）」を算定しているもの
胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3 全切除、垂全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの

## 2.1.4.8 肝・胆道・膵臓領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
肝悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
胆道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
開腹による胆石症手術	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
腹腔鏡下胆石症手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
内視鏡的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
経皮経肝的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
膵悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの
体外衝撃波胆石破碎術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）」を算定しているもの
生体肝移植	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの

## 2.1.4.9 循環器系領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
冠動脈バイパス術	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）」を算定しているもの
経皮的冠動脈形成術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
経皮的冠動脈血栓吸引術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
経皮的冠動脈ステント留置術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
弁膜症手術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
開心術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
大動脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
下肢静脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
ペースメーカー移植術	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの

## 2.1.4.10 腎・泌尿器系領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
体外衝撃波腎・尿路結石破砕術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）」を算定しているもの
腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腎（尿管）悪性腫瘍手術」を算定しているもの
膀胱悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
生体腎移植	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの

## 2.1.4.11 産科領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
正常分娩	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
選択帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2 選択帝王切開」を算定しているもの
緊急帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1 緊急帝王切開」を算定しているもの
卵管形成術	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）」を算定しているもの
卵管鏡下卵管形成術	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの

## 2.1.4.12 婦人科領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの
腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの
子宮悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
卵巣悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）」を算定しているもの

## 2.1.4.13 乳腺領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
乳腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの

## 2.1.4.14 内分泌・代謝・栄養領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
甲状腺腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
副腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
副腎腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの

## 2.1.4.15 血液・免疫系領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
骨髄移植	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
臍帯血移植	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの

## 2.1.4.16 筋・骨格系及び外傷領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
アキレス腱断裂手術	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
骨折観血的手術	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの
人工股関節置換術	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの（概数で差し支えない）
人工膝関節置換術	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの（概数で差し支えない）
脊椎手術	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）」又は「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの
椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出（切除）術」を算定しているもの
軟部悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの

骨悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの
小児整形外科手術	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）

## 2.1.4.17 リハビリ領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
心大血管疾患リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
脳血管疾患等リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
廃用症候群リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
運動器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
呼吸器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
難病患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「障害児（者）リハビリテーション料」を算定しているもの
がん患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
認知症患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの

## 2.1.4.18 小児領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
小児外科手術	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）
小児の脳炎又は髄膜炎	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの（概数で差し支えない）
小児の腸重積	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの

## 2.1.4.19 麻酔領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
麻酔科標榜医による麻酔	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの
全身麻酔	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
硬膜外麻酔	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
脊椎麻酔	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）」を算定しているもの

## 2.1.4.20 緩和ケア領域

2.1.4.21 放射線治療領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
ガンマナイフによる定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
直線加速器による定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
粒子線治療	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの

2.1.4.22 画像診断

項 目	実施件数の記入時の留意点
CT撮影	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影（一連につき）1 CT撮影」を算定しているもの
MRI撮影	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）」を算定しているもの
マンモグラフィ検査	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影（一連につき）」を算定しているもの
ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連につき）」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連につき）」を算定しているもの

2.1.4.23 病理診断

2.1.4.24 歯科領域

項 目	実施件数の記入時の留意点
成人の歯科矯正治療	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可

2.1.4.25 歯科口腔外科領域

2.1.4.26 その他

項 目	実施件数の記入時の留意点
鍼灸治療	医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
在宅における看取り	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料（1日につき）」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの

2.1.5 対応することができる短期滞在手術

2.1.5.1 4泊5日手術

該当する項目すべてに✓を記入してください。

当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されている項目について✓してください。

2.1.6 専門外来の有無及び内容

(1) 有無

診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置している場合は「専門外来あり」に✓を記入してください。

ただし、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限ります。

(2) 内容

「専門外来あり」に✓した場合には、「内容」に専門外来の名称を100文字以内で記入して

ください。

## 2.1.7 オンライン診療の実施の有無及び内容

### (1) 有無

オンライン診療を実施している場合は「実施あり」に✓を記入してください。

ただし、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に該当するもの（※）に限ります。

- ※ ①保険診療となる治療等、②評価療養及び選定療養となる治療等、③分娩  
④自由診療のうち保険診療又は評価療養若しくは選定療養と同一の治療等  
⑤自由診療のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
(旧薬事法) の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器を用いる治療等

### (2) 内容

「実施あり」に✓した場合には、「内容」にオンライン診療の内容を100文字以内で記入してください。

## 2.1.8 健康診査及び健康相談の実施

### 2.1.8.1 健康診査実施の有無及び内容

#### (1) 有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

#### (2) 内容

「実施あり」に✓した場合には、内容を100文字以内で記入してください。「乳幼児健診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記したり、「人間ドック」と記入したりしても差し支えありません。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限りです。

### 2.1.8.2 健康相談実施の有無及び内容

#### (1) 有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

#### (2) 内容

「実施あり」に✓した場合には、内容を100文字以内で記入してください。「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記しても差し支えありません。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限りです。

## 2.1.9 対応することができる予防接種

該当する項目すべてに✓を記入してください。

## 2.1.10 対応することができる在宅医療

### 2.1.10.1 在宅医療

該当する項目すべてに✓を記入してください。

当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されている項目について✓してください。

### 2.1.10.2 在宅療養指導

該当する項目すべてに✓を記入してください。

当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されている項目について✓してください。

### 2.1.10.3 診療内容

該当する項目すべてに✓を記入してください。

## 2.1.10.4 他の施設との連携の有無

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択

## 2.1.11 対応することができる介護保険サービス

## 2.1.11.1 施設サービス

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
介護福祉施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
介護保健施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
介護療養施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
介護医療院サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

## 2.1.11.2 居宅介護支援

該当する項目に✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
居宅介護支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。

## 2.1.11.3 居宅サービス

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの（居宅要介護者）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。
訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行なわれる貸与をいう。
特定福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

#### 2.1.11.4 地域密着型サービス

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ①居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 ②居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
夜間対応型訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
地域密着型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

認知症対応型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
小規模多機能型居宅介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
認知症対応型共同生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
複合型サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

## 2.1.11.5 介護予防支援

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
介護予防支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。

## 2.1.11.6 介護予防サービス

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
介護予防訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
介護予防訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
介護予防居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
介護予防通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
介護予防短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。

介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
介護予防福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
特定介護予防福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

### 2.1.11.7 介護予防地域密着型サービス

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

### 2.1.11.8 地域支援事業

該当する項目すべてに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
第一号訪問事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。

<p>第一号通所事業</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。</p>
----------------	--

2.1.12 セカンド・オピニオンに関する状況

2.1.12.1 セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供している場合には、「提供あり」に✓を記入してください。

診療情報を提供しているとは、主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供することです。

2.1.12.2 セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金

(1) 有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っている場合には、「診察あり」に✓を記入してください。

(2) 自費診療としている場合の料金

「診察あり」に✓した場合で、セカンド・オピニオンを自費診療としている場合の料金を100文字以内で記入してください。

2.1.13 地域医療連携体制

2.1.13.1 地域連携クリティカルパスの有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入している場合には、「あり」に✓を記入してください。

2.1.13.2 かかりつけ医機能

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

項 目	選択する場合の留意点
<p>日常的な医学管理と重症化予防</p>	<p>日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。 提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。</p>
<p>地域の医療機関等との連携</p>	<p>自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。 構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。</p>

在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
地域包括診療加算の届出	主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの。
地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの。
小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの。
機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの。

### 2.1.13.3 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無

産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療を実施している場合は「実施あり」に✓を記入してください。

ただし、以下の①から④のすべてを満たすものに限りです。

- ①妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること。
- ②母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーにも配慮した対応をしていること。
- ③妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること。
- ④以下の※の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施しているか、産婦人科（産科）以外の診療科の医師を配置していること。

※妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常、妊娠している者の診察時の留意点、妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患、妊娠している者に対する画像検査（エックス線撮影やコンピューター断層撮影）の可否の判断、胎児への影響に配慮した薬剤の選択

### 2.1.14 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している

事業所又は施設との連携についての窓口を設置している場合には、「設置あり」に✓を記入してください。

### 3 医療の実績、結果に関する事項

#### 3.1 診療所の人員配置

##### (1) 医療従事者

常勤者の数と非常勤者の常勤換算した数を合計して記入してください。非常勤者の常勤換算については、このページの「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」別紙「常勤医師等の取り扱いについて」に基づいて算出してください。

なお、担当業務内容が複数にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有するものについては、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上してください。

#### 3.2 看護師の配置状況

有床診療所の場合、病床種別ごとの看護師実質配置の状況を計算して記入してください。無床診療所の場合は記入しないでください。

#### 計算方法

各病床種別の1日平均患者数÷（常勤換算看護師数＋常勤換算准看護師数）

※常勤換算は「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」別紙「常勤医師等の取り扱いについて」に基づいて算定してください。

#### 「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」 別紙「常勤医師等の取り扱いについて」

##### 1 一日平均患者数の計算における診療日数

###### (1) 入院患者数

ア 通常の間は、365日である。

イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。

###### (2) 外来患者数

ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）

イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。

ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。

エ イに掲げる体制をとっていない場合で、臨時に患者を診察する場合は、診療日数に加えない。

##### 2 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第25条第1項に基づく立入検査の直近3カ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後3カ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。

※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第25条第1項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。

### 3 常勤医師の定義と長期休暇者等の取扱い

- (1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。
  - ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。
  - イ 通常の休暇、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。
- (2) 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。
- (3) 検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3カ月を超える者。予定者を含む。）については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない。
- (4) (3)にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）で取得が認められている産前・産後休業（産前6週間・産後8週間・計14週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等で取得が認められている育児休業及び介護休業を取得している者については、長期にわたって勤務していない者には該当しない取扱いとする。ただし、当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数が3人（医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人）を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (5) 当該医師が労働基準法及び育児・介護休業法等（以下「労働基準法等」という。）で定める期間以上に産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「産前・産後休業等」という。）を取得する場合には、取得する（予定を含む。）休業期間から労働基準法等で取得が認められている産前・産後休業等の期間を除いた期間が3カ月を超えるときに、長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。
- (6) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中（要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間に限る。）、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が3人（医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人）を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間（要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間とする。以下同じ。）以上に所定労働時間の短縮措置が講じられている場合には、当該短縮措置の期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた期間が3カ月を超えるときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わないものとする。

### 4 非常勤医師の常勤換算

- (1) 原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。  
（例）月1回のみの勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること。
- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。
  - ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するため病院内に拘束され待機している医師をいう。
  - イ オンコールなど（病院外に出ることを前提としているもの）であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類（出勤簿等）が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。

ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は、64時間とする。

- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。  
 (4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

なお、「通常と同様の診療体制をとっている場合」とは、夜間の外来診療や救命救急センターのほか、二次救急医療機関、救急告示病院、精神科病院等において外来の応需体制をとっている場合とするが、具体的には、日中の診療時間帯に稼働している全部署（医師をはじめ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等）の従業者の配置まで求めるのではなく、夜間の入院患者の対応に支障を来さない形で外来の救急患者に対応できるよう従業者を配置するものであること。

## 5 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

(例) 一般病床で患者数106人の場合

$$\text{算定式：}(106 - 52) \div 16 + 3 = 6.375 \text{人}$$

- (2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

- (3) (2)において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ヶ月単位で定められている場合には、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

(例) 常勤医師・・・5名（週36時間勤務）

非常勤医師・・・（週36時間勤務により常勤換算）

A医師 週5.5時間      B医師週8時間

C医師 週16時間      D医師週20時間

$$A + B + C + D = 49.5 \text{時間} \quad 49.5 \text{時間} \div 36 \text{時間} = 1.375$$

$$\text{実人員：} 5 + 1.375 = 6.375 \text{人}$$

## 6 他の従業者の取扱い

- (1) 準用

医師以外の従業者の標準数等の算出に当たっては、上記1から4まで（3（4）ただし書及び(6)ただし書を除く。）を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

- (2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1) 標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。  
 2) 従業者数は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。

- 3) 非常勤の他の従業者が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。  
ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。  
(例) A : 0. 04…、B : 0. 19…、C : 1. 05 → 1  
A + B + C = 1. 23… → 1. 2

### 3.3 法令上の義務以外の医療安全対策

#### 3.3.1 医療事故情報収集等事業への参加の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

医療法施行規則に基づく事故等分析事業（事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業）に参加している場合には、「参加あり」に✓を記入してください。

### 3.4 法令上の義務以外の院内感染対策

#### 3.4.1 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組みとして活用している場合には、「参加あり」に✓を記入してください。

### 3.5 電子カルテシステムの導入の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

### 3.6 情報開示に関する体制

#### 3.6.1 情報開示に関する窓口の有無及び料金

##### (1) 有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保している場合には、「窓口あり」に✓を記入してください。

##### (2) 料金

「窓口あり」に✓した場合には、料金を記入してください。フリーフォーマット形式ですので、診療所の料金体系に応じて記入してください。（例：「白黒コピー1枚〇〇円」、「CD-ROM1枚〇〇円」、「一律〇〇円」など）

### 3.7 治療結果情報

#### 3.7.1 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

死亡率、再入院率など、当該診療所における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っている場合には、「分析あり」に✓を記入してください。

#### 3.7.2 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無

前項で「分析あり」に✓した場合、該当する項目いずれかひとつに✓を記入してください。治療結果に関する分析について、患者の求めに応じて提供したり、年報やホームページで提供したりしている場合には、「提供あり」に✓を記入してください。

### 3.8 前年度（4月1日から3月31日まで）の1日当りの患者数

#### 3.8.1 病床種別毎の患者数

病床種別ごとに入院患者の1日平均患者数を記入してください。

1日平均患者数は「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」に基づき、前年度の4月1日から3月31日までの入院患者延べ数をそれぞれ暦日で除した数としてください。

### 3.8.2 外来患者数

外来患者の1日平均患者数を記入してください。

1日平均患者数は「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」に基づき、前年度の4月1日から3月31日までの外来患者延べ数を実外来診療日数で除した数としてください。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めないでください。

### 3.8.3 在宅患者数

在宅患者の1日平均患者数を記入してください。

1日平均患者数は「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」に基づき、前年度の4月1日から3月31日までの在宅患者延べ数を実在宅診療日数で除した数としてください。

### 3.9 前年度（4月1日から3月31日まで）の平均在院日数

前年度の4月1日から3月31日までの平均在院日数を記入してください。

平均在院日数＝在院患者延べ数÷{1/2×(新入院患者数+退院患者数)}

### 3.10 患者満足度の調査

#### 3.10.1 患者満足度の調査の実施の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

患者に行う診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施している場合には、「実施あり」に✓を記入してください。

#### 3.10.2 患者満足度の調査結果の提供の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

前項で「実施あり」に✓を記入した場合に、アンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供している場合には、「提供あり」に✓を記入してください。

#### 3.11 (財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度への加入の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

### 3.12 外国人の患者の受入れ体制

#### 3.12.1 対応することができる外国語の種類

職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な外国語の種類の数すべてに✓を記入してください。ただし、定期的に(週1日以上)対応が可能な日があるものに限りません。

なお、多言語音声翻訳機器(言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等)による通訳は含みません。

また、「その他」に✓した場合には、外国語の種類を記入してください。

#### 3.12.2 多言語音声翻訳機器の利用の有無

該当する項目いずれかに✓を記入してください。

多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能な場合は「あり」に✓を記入してください。

## 4 埼玉県独自の項目

- 4.1 「患者さんのための3つの宣言」登録の有無  
該当する項目いずれかに✓を記入してください。

登録医療機関については、3つの宣言を記載した「宣言書」が交付されています。報告日時点で「宣言書」が交付されていない医療機関であっても、既に申請書を提出された場合は、登録医療機関として記入してください。

「患者さんのための3つの宣言」登録医療機関	患者本位の医療を推進するため、①十分な説明を行い、医療を提供すること、②診療情報の開示に協力すること、③セカンド・オピニオンに協力することの3つを実践する医療機関
-----------------------	---

### 「患者さんのための3つの宣言実践医療機関登録事業」とは

「患者さんのための3つの宣言実践医療機関登録事業」は、埼玉県が(社)埼玉県医師会と協同して、これまで以上に患者本位の医療の普及・定着を推進するために平成17年度から始めた制度です。この制度は、

- ① 十分な説明を行い、医療を提供します。
- ② 診療情報の開示に協力します。
- ③ セカンド・オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力します。

※ この宣言文は平成26年7月の要領改正により追加された文例です。従来の方例も引き続き有効です。

を、病院及び一般診療所が自ら宣言して、実践する制度です。事業の趣旨に賛同した医療機関が、登録申請を行い、研修を受講（診療所は任意参加）することによって登録となります。登録医療機関には、宣言書が交付され、県医療整備課ホームページで公表されます（令和4年度登録分のホームページ更新は令和5年4月頃を予定しております）。

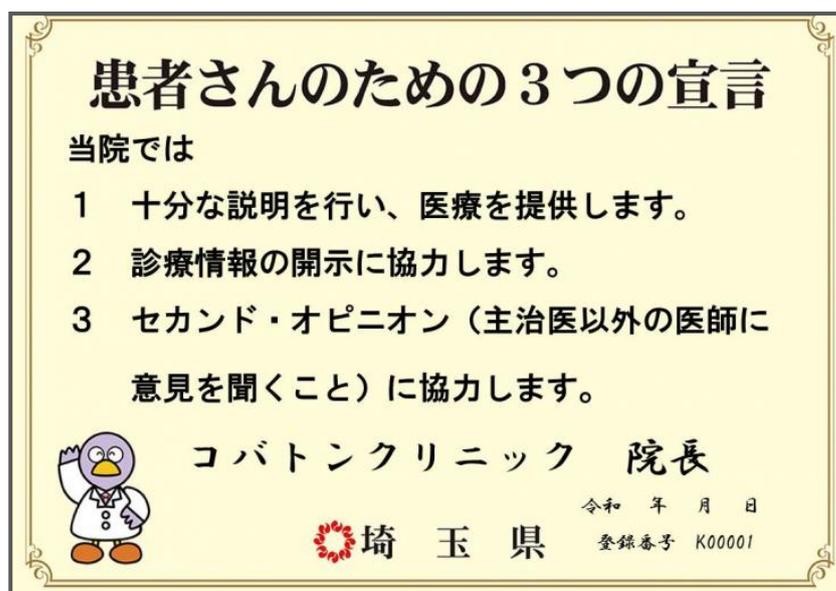
#### 制度の主な流れ

申請 → 研修受講（診療所は任意） → 登録・公表 → 宣言書を院内に掲示  
→ 「患者さんのための3の宣言」を実践

これまでに県内3,212（病院327、診療所2,885）の医療機関を登録（令和04年3月末現在）しており、さらなる登録数の増加を目指しております。

今後も、患者さんと医療機関の信頼関係づくりを進めるため、登録医療機関をさらに増やしていきたいと考えておりますので、未登録の医療機関におかれましても、事業の趣旨を御理解いただき、登録に向けての御検討をお願いいたします。

詳しくは、県医療整備課（048-830-3542）までお電話いただくか、ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/sengen/>）を御覧ください。



宣言書（医師会員については(社)埼玉県医師会と埼玉県の連名になります）（サイズ：B4）  
 ※登録医療機関は、宣言書を院内の患者さんから見やすい場所に掲示します。

- 4.2 一般の外来診療の受け付けの有無  
 該当する項目いずれかに✓を記入してください。

「受け付けていない」には、企業の従業員のみを対象とした企業内の診療所や福祉施設の入所者のみを対象とした施設内の医務室など、特定の者を対象としている施設が該当します。  
 なお、予約診療のみを行っている場合は、特定の者を対象としていることに該当しませんので、一般の外来診療を受け付けていることとなります。

- 4.3 女性外来の設置・女性医師の配置の有無  
 該当する項目いずれかに✓を記入してください。

- 4.4 土日祝日・平日19時以降診療の有無  
 該当する項目いずれかに✓を記入してください。